

発行所 日本赤十字 新労働組合連合会 (日赤新労) 東京都港区西久保 広町35 (庚申ビル) TEL.03-432-1089 発行責任者 等々力重信

日赤新労

綱領 1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。 2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にしての健全なる発展を期す。 3. 吾々は、赤十字の民主化と近代的人道的任務の達成に寄与する。

49年度大巾賃上決定

平均 35.88%

新労圧力の成果実る!!

新労は既に告知の如く、本年は人働以上の賃上げを目標として二月の定期大会に於て、今までにない強い闘争方針を全員一致で可決した。よって本部はこれに基づき本社に対し交渉し続けたが、本社が人働を中心と考えてきたため、短期決戦型となった。



川出執行委員長

七月二十六日人働発表と同時に本社首脳部は、率の上昇が予想より高く、困惑の状態にあったことは事実であるが、要望書並びに署名提出にはじまり、ハガキ戦術単組交渉など、次々に実行に移し一方本部は本社交渉を続け、本年はスト権の確立を行ない、新労の要求するべア三十三%を下廻った場合は、スト突入をもって本社と対決する姿勢を明らかにし交渉した結果さき示す如く、実質三五・二% (三三、八六四円) の賃上げを獲得した。



社長交渉

執行部は、狂乱物価といわれる異常事態に対し本年は人働以上の大巾賃上げを掲げた理由を詳細説明した。之に対し社長は皆さんの要望書並びに署名簿を見ると、本社としても極力努力し要望に近づきたいと表明した。

昭和49年度職員給与の改善について

一、次に掲げる種類の給与につきそれぞれ記載のとおり改善する俸給について
(1) 現行俸給表をそれぞれ別表1乃至5のとおりとすること
(2) 扶養手当について
扶養手当の月額を扶養親族のうち、一人は五、〇〇〇円 (現行三、五〇〇円) に、その他の二人までは一人につき一、五〇〇円 (現行一、〇〇〇円) とすること。
(注) 四人目以上は据置きとする。
(3) 通勤手当について
交通機関等利用者について運賃等相当額の全額支給の限度を月額八、〇〇〇円 (現行五、〇〇〇円) とするとともに、運賃等相当額が八、〇〇〇円を超える部分については二分の一の加算額の限度を月額一、〇〇〇円 (現行二、〇〇〇円) とすること。
イ、自転車等の交通用具使用者について
片道二キロメートル以上十キロメートル未満一、三〇〇円 (現行一、一〇〇円)
片道十キロメートル以上二、三〇〇円 (現行一、八〇〇円)
とする。ただし、交通不便地にあつては、片道十キロメートル以上十五キロメートル未満二、五〇〇円 (現行二、〇〇〇円)
片道十五キロメートル以上三、六〇〇円 (現行二、五〇〇円) とすること。
ウ、交通機関等と自転車等とを併用する者については、上記ア、及びイ、の改訂をそれぞれ適用すること。
(4) 住居手当について
借家手当の名称を住居手当に改めること。
イ、職員の場合
一カ月当り四、〇〇〇円 (現行と同額) を超える家賃、問代 (以下「使用料」という) を支払っている職員に対し支給することとし、支給月額使用料の額が四、〇〇〇円を超え、その差額が六、〇〇〇円 (現行三、〇〇〇円) に達するまではその差額とし、その差額が六、〇〇〇円を超えるときは、その超える額の二分の一の額を二、〇〇〇円 (現行と同額) に加算した額 (最高〇〇〇円) を限度として六、〇〇〇円に支給すること。
ウ、自宅居住者の場合
自からの所有にかかると住宅 (分譲住宅等取得の場合で、ローン等により割賦金未済のため登記未了等のものを含む) に居住する世帯主である職員に對しても新たに本手当を支給することとし、支給月額は一、〇〇〇円 (住宅を新築、購入した職員で、その住宅を取得後5年以内の者については取得後5年に達するまでの間一、五〇〇円を加算した額) とすること。
(5) 医師確保調整手当の定額分について
全国平均で医師一人当り一〇、〇〇〇円前後の範囲内で引上げること。
(6) 臨時補給金について
ア、臨時補給金の算定基礎額を五七、六〇〇円 (現行四三、五〇〇円) に引上げること。
イ、看護婦又は3年制養成所卒看護婦の臨時補給金は定めのないものとする。
(7) 特殊勤務手当について
ア、新たに看護業務手当を設けること。
イ、支給対象職員は、医療施設 (診療所及び肢体不自由児施設を除く) に勤務する医療職員の俸給表の適用を受ける職員とすること。
ウ、手当の額は、1月につき、当該職員が受ける俸給月額に4%を乗じて得た額とすること。
(注) その他の手当については、現行どおりとする。
(8) 厚生手当について (本手当の詳細については後日別途通知するものであること)
ア、新たに厚生手当を設けること。
イ、支給対象は、全職員とする。
ウ、手当の月額は、当該職員が受ける俸給及び役付手当の月額合計額に一、〇〇〇分の六を乗じて得た額とすること。
(注) 実施期日は、要綱改正施行の日とする。

受ける俸給及び役付手当の月額合計額に一、〇〇〇分の六を乗じて得た額とすること。
(注) 実施期日は、要綱改正施行の日とする。
二、職員が死亡した場合におけるその月の給与の支給方法について従来、職員が死亡した場合におけるその月の給与の支給については、その死亡の日までの日割計算によつて現状を改めその死亡の日の属する月の給与の全額を支給することとする。実施期日については給与改善の実施期日を本年4月1日 (前記二、) の職員が死亡した場合におけるその月の給与の支給方法の改正実施は要綱改正施行の日) とする。ただし、社長が財政上特別の事情があると認め別定に定める支度又は施設については、別の期日とする。
三、上記給与改善措置のほかに、この機会にかつてから検討実施予定の次の事項を改正することとした。
(1) 本年6月1日から発足業務を開始している鹿児島支部錦江園 (特別養護老人施設) に勤務する職員 (生活指導員及び寮母) にかかる給与の格付について等級別標準的職務内容表の一部を改めることとする。
(注) 実施期日は、本年6月1日とする。
(2) 本年8月8日から発足業務を開始している神奈川県ライオンセンターに勤務する職員 (所長、次長、課長及び係長) にかかる給与の格付について等級別標準的職務内容表の一部を改めることとする。なお、この改正措置に関連して、役付手当の支給率についても改正することとし、課長以上の職員に対しては時間外手当を支給しないこととする。
(注) 実施期日は、本年8月8日とする。
五、関連規則の廃止について今回の給与改善措置に基づき、要綱を改正した際去る5月22日付本連乙第6号「日本赤十字社職員昭和49年度給与改善措置にか

かる暫定支払に関する臨時措置要綱制定の件」を廃止することとする。
(注) 実施期日は要綱改正施行の月の前月の末日とする。

昇格基準の覚書について

日本赤十字社と日本赤十字新労働組合連合会 (一般職) 及び医療職 (関係職員) の処遇について、賃金小委員会が検討した結果、当面の措置として昭和四十九年四月一日以降下記のとおり協定する。
一、昭和四十三年三月一日付をもつて締結した覚書中の別表三の資格基準を別記のとおり改める。なお、その適用に当たっては次の各号によるものとする。
(イ) 技能職員をA等級に昇格させる場合の条件として備考欄に施設別規模制限を設けているが、これは「特に高度の云々の有資格者」には適用しないものであること。
(ロ) 労働職員をB等級へ昇格させる場合の条件の「五人程度で行なう家政若しくは保清の業務に従事する者であつて、上司を補助して当該業務を取りしきつてゐる者で成績優良と認められる者」とは、当該施設において家政若しくは保清の業務に従事する者が全部で五人を超え、かつ、これらの者の配属の職場が異なり、かつ、これら五人に一人の割合の者を含めることは差し支えないこと。
(ハ) 注の二中の「これに準ずるその他の有資格者」には経験年数十五年以上の技能を有する技術者、例えば大工、磨工等を含むものとする。
(ニ) 「昭和四十七年十一月本連乙第五号職員給与要綱の一部改正の件」による改正により医療職 (イ) の適用を新たに受けることとなつた者の取扱については、次の各号によるものとする。
(イ) 病理細菌検査員 (甲) とは臨床検査技師、衛生技師の資格を有しないが、日本臨床病

理学会の一級病理技術士の認定試験に合格した者、若しくは大学において応用化学又は物理学の課程を専攻して卒業した者で検査業務に従事する者をいい、病理細菌検査員 (乙) とは、日本臨床病理学会の二級臨床病理技術士又は一般臨床検査士 (認定試験合格後一カ年以上検査業務補助者としての実務経験を有する者) に限る。以下同じ。をいうものであること。
(ロ) 病理細菌検査員 (甲) の初任給格付はE等級とし、二級臨床病理技術士及び一般臨床検査士たる病理細菌検査員 (乙) の初任給格付はF等級とし、学歴免許、経験年数及び在職年数に於いて昇格基準の適用を受けて昇格することとなる。
なお、格付に当つては従前の適用俸給表と比較して不利にならないよう配慮するものとする。
(イ) 管理栄養士 (厚生大臣の行なう管理栄養士試験に合格した者に限る) の資格を取得した者に対する初任給格付は、栄養士の初任給決定格付より一号俸上位の号俸とし、この初任給俸引上げに伴い現に在職している者で管理栄養士の資格を取得した者については、一号俸の調整を行なうものとする。
(ロ) 本小委員会において改善又は検討する事項として提出されている事項については、なお引き続き交渉を行なうものとする。以上

昭和四十九年七月五日
日本赤十字社
社長 東 竜太郎
日本赤十字新労働組合連合会
中央執行委員長 川出富治
(注) 別表は別表三と同じため省略

